

## 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく情報の公表

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、令和7年4月1日現在の数値を公表いたします。

### 1：管理職に占める女性職員の割合

管理職総数	女性数	女性割合
2,758人	527人	19.1%

### 2：育児休業取得率及び平均取得日数

雇用区分		取得率	取得日数
正規雇用職員	男性	75.90%	135.43日
	女性	101.12%	476.47日
無期転換職員 有期雇用職員	男性	100.00%	24.00日
	女性	91.46%	329.17日

【対象期間】令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

※1 計算式

<取得率> (男性) 育児休業取得者数÷配偶者が出産した人数×100

(女性) 育児休業取得者数÷出産した人数×100

<平均取得日数> 育児休業を終了した労働者の取得日数÷育児休業を終了した労働者数

※2 令和6年度中に育児休業の終了日が属する場合、育児休業開始から終了まで全ての取得日数を計上

### 3：男女の賃金の差異

男性労働者の賃金の平均に対する女性労働者の賃金の平均を割合（パーセント）で示したものは、以下のとおりです。

- 全ての労働者で比較した場合、62.2%
- 正規雇用労働者（フルタイム勤務の無期転換職員を含む）で比較した場合、67.0%
- 短時間・有期労働者で比較した場合、86.1%

【対象期間】令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

※1 対象者：令和6年度中に給与支給情報があった職員で、かつ令和6年度中に在籍している職員（年度途中での採用・退職者、休業・休職者等を含む。）

※2 賃金：基本給、諸手当（通勤手当を除く）及び賞与を含み、退職手当は含まない。

※3 短時間・有期労働者：無期転換職員のうち短時間勤務者及び有期雇用職員（シニア職員を含む）

#### 《補足説明》

当機構において、賃金制度上は、男女の区分はありません。

正規雇用労働者のうち、正規雇用職員のみで比較した場合及び無期転換職員（フルタイム勤務者）のみで比較した場合の男女の賃金の差異は、以下のとおりです。

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規雇用職員のみ	80.4%
うち管理職	92.4%
うち一般職	89.2%
無期転換職員（フルタイム勤務者）のみ	95.8%